

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 470

平成20年 6月 2日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

インターネット取引も補償対象に
決め手になるのは過失の度合い

インターネットを経由した「インターネットバンキング」(電子金融取引)は、便利である反面、預金を不正に引き出される被害が続出している。

金融庁の07年(4-9月)の調べでは不正引き出し件数は137件に達しており、前年同期比で3.9倍に急増している。金融庁は06年に預金者保護法を施行し、全国銀行協会(全銀協)は偽造や盗難カードによって引き出された被害額を原則補償すると決めた。

ネット取引は法の対象外であった。しかし、不正引き出しの手口が一層巧妙化して銀行側の安全対策も遅れがちとなり、イタチごっこの様相が現状である。そこで今年2月、全銀協は補償基準を定めた自主ルールを策定し、4月1日からネット取引の預金者が過失なく被害にあった場合には、その「全額」を補償することを申し合わせた。預金が不正に引き出されたケースでも、通帳の保管状況など、過失の度合いによって全額から補償なしまで幅はある。

しかし、金融機関は補償のためには被害者の過失度を重視するので、補償額は両者の話し合いで決まる。全銀協は3月から「金融犯罪にご用心キャンペーン」を行って預金者の「セキュリティ」を促している。金融庁もHPにおいて、通帳と印鑑の厳重管理、ID・パスワード等の管理、キャッシュカード・暗証番号管理等と呼びかけている。注意事項を厳守しないで被害にあって、補償の話し合いはこじれる可能性が高い。

簡素な制度になった人材投資税制
単年度の教育訓練費から税額控除

人材投資促進税制は、2008年度税制改正において、これまでの教育訓練費の増加額に対する25%の税額控除制度から、対象を中小企業者に限定して、教育訓練費の増減に関わらず、適用事業年度の教育訓練費の総額から税額控除する簡素な制度に改組された。大企業分については、今年3月31日の適用期限をもって廃止された。

改正前の制度は、その年度の教育訓練費が、直前2年間に損金算入された教育訓練費の平均額を超えた場合に、その超過額の25%を税額控除するものだった。継続的な教育訓練費の増加や、3年分の帳簿から教育訓練費を洗い出す手間が必要であり、中小企業にとっては使いにくい制度との指摘があった。

今回の改正では、適用事業年度(単年度)の労働費用(給与、法定福利費、教育訓練費)に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合は、その割合に応じて教育訓練費の総額の8~12%に相当する額を税額控除する仕組みに改められた。法定福利費は、事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料(雇用・労災)、児童手当拠出金に加え休業補償費のほか財務省令で定める費用としている。

改正の結果、例えば、1人あたり労働費用を450万円とすると、その0.15%相当額は6,750円だから、従業員数が10人の場合、総額6万7,500円以上支出すれば減税対象となる。また、単年度計算により適用の有無が判断されるため、事務負担も軽減される。

今週のキーワード

電子金融取引

金融庁の注意喚起は、コンピュータ等のシステム障害、ネットワークの通信障害、プロバイダー介入により金融サービス業者のコントロールが及ばないためのトラブルやリスクを原因として挙げ、取引のリスクの理解を求めている。そのため 取引業者は監督当局の免許・登録の確認サービスの内容や業者の免責事項等を利用規程で確認 回線トラブル時の業者の連絡先(電話番号等)事前確認 生年月日など類推しやすい暗証番号を避け厳重な管理、等と呼びかけている。